

八幡平市特定健康診査受診率向上業務に係る仕様書

1 業務名

八幡平市特定健康診査受診率向上業務

2 業務期間

契約日 から 令和8年3月31日 まで

3 業務内容

発注者は、受注者に対して以下の業務を委託する。

(1) 提供データ

発注者は、受注者に次のデータを提供する。このほかに必要なデータについては、協議のうえ提供する。

- ① 医科のレセプト電算コード情報ファイル (21_RECODEINFO_MED. CSV)
- ② DPC のレセプト電算コード情報ファイル (22_RECODEINFO_DPC. CSV)
- ③ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル (24_RECODEINFO_PHA. CSV)
- ④ 特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報 (横展開)) ファイル_FKAC167
- ⑤ 被保険者管理台帳 (P26_006)

※ ①～③は、令和4年4月から令和6年12月までのデータ

※ ④は、令和4年度から令和6年度までのデータ

(2) データ分析業務

受注者は、上記データを分析し、受診勧奨の高い効果が期待できる対象者を特定するとともに、健康意識等の特徴別に受診勧奨への感度が異なる複数のグループに分類する。

また、当該年度の特定健康診査の結果データとして活用しうる診療情報を有する治療中の患者を把握することを目的として、以下の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第3版)」の定める「基本的な健診の項目」及び「オ その他項目」に定める項目に該当する診療行為コードを有する対象者を抽出し、リストを作成する。

① 肝機能検査

- ・血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT (A S T))
- ・血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ (GPT (A L T))
- ・ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ -GTP)

② 血中資質検査

- ・血清トリグリセライド (中性脂肪) の量
- ・高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) の量
- ・低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール) の量

※中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可

③ 血糖検査

- ・空腹時血糖又はヘモグロビン A1c (HbA1 c)、又は随時血糖

④ 尿検査

- ・尿中の糖及び蛋白の有無

⑤ その他項目

- ・血清クレアチニン検査
- ・血清尿酸検査
- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・外来診療フラグ
- ・生活習慣病管理料フラグ

(3) 受診勧奨通知

(2) データ分析業務にて分析した対象者の特徴、グループ、リストを基に受診勧奨を行う。

① 対象者

全未受診者を対象とする。(令和6年6月時点未受診者 約3,100人)

② 実施時期

令和7年7月上旬頃(予定)

③ 通知物

通知物は、ナッジ理論を踏まえ、(2) データ分析業務により分類したグループごとに、その特性に応じた個別具体的で訴求力の高い内容とすること。

また、(2) データ分析業務により作成したリストを基に、情報提供(みなし健診)の依頼通知を行うこと。

通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、発注者が提供する情報を基に、受注者が印刷するとともに発注者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受注者は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

なお、通知物の印刷内容に関して、受注者は発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(4) 勧奨結果の効果検証

発注者は、受注者に令和7年度の受診者データを提供し、受注者は本事業実施による受診率の変化等について報告書を作成し発注者に報告する。

受注者は、検証結果を基に次年度以降に実施すべき有効な施策について発注者に提案をする。

4 委託料の支払い

(1) 委託料の支払は、事業完了後の一括払いとする。

(2) 受注者は、業務終了後速やかに発注者に業務完了届を提出すること。発注者は、速やかに検査等を実施し、受注者は、検査等に合格したのち発注者へ代金の支払いを請求する。

(3) 発注者は、受注者から提出された請求書を審査し、適正と認めたときは受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(4) 発注者が、委託業務の完了前にその委託を中止することを受注者に書面で通知した場合、受注者は委託業務を中止し、当該通知を受領した時までに着手した業務に対応する委託料を発注者に請求することができるものとする。

5 情報の保護

- (1) 発注者及び受注者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさないこと。(資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む)
- (2) 受注者は、本業務に関するデータ管理について、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するための措置を講じること。
- (3) 業務完了後 6 ヶ月以内に、受注者は本業務の履行にあたり収集、管理したデータを廃棄するものとする。ただし、当該データから個人情報情報を削除し、個人を特定できない状態にした上で保管、利用することができるものとする。

6 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり最新の注意をもって個人情報の管理にあたるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の保護に関する法律及び関連する各種規定を順守するとともに別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

7 その他

- (1) 受注者は自治体での受診勧奨業務の実績を有するものとする。
- (2) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる経費については全て受託者の負担とする。
- (3) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (4) 発注者が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応する。
- (5) 契約締結後速やかに全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (6) 報告書のフォーマットについては、別途協議し提供すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については発注者、受注者が協議して定める。